

大道芸ワールドカップ実行委員会規約

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 組織(第4条—第12条)
- 第3章 全体会議(第13条—第22条)
- 第4章 役員及び監事(第23条—第41条)
- 第5章 フェスティバル・デザイン会議(第42条—第47条)
- 第6章 グループ(第48条—第51条)
- 第7章 財産及び会計(第52条—第57条)
- 第8章 事務局(第58条)
- 第9章 規約の変更、解散及び残余財産の処分(第59条—第61条)
- 第10章 補則(第62条)
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大道芸ワールドカップ実行委員会と称し、英文ではDaidogei World Cup Executive Committeeと表示する。

(目的)

第2条 本会は、静岡市の街の活性化及び新しい文化の振興のため、大道芸ワールドカップin静岡(以下「大会」という。)の実施に係る次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 大会の企画及び実施計画の策定
 - (2) 大会の運営
 - (3) その他大会の実施のために必要な事業
- (事務所の所在地)

第3条 本会は、事務局を静岡県静岡市葵区常磐町1丁目8番6号アイワビル内に置く。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、役員及び委員にて構成される実行委員を持って組織する。

(委員長の選任)

第5条 委員長は、フェスティバル・デザイン会議において、その構成員の過半数が出席し、出席者の過半数の議決により決定する。

(委員長)

第6条 委員長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長の職にある者がその職務を代理する。

(委員)

第7条 委員は、委員長が別に定める誓約書の提出をした者のうちから、フェスティバル・デザイン会議の同意を得て任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 1年以上の大会のボランティア経験を有しない者
- (2) 年間を通じ大会に関する活動を行うことができない者

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の資格喪失)

第9条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会した場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 除名された場合

(委員の退会)

第10条 委員は、委員長が別に定める退会届を委員長に提出し、退会することができる。

(委員の除名)

第11条 委員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、フェスティバル・デザイン会議において、出席者の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その委員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約又は規則に違反した場合
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合
- (3) 本会の財産を個人的に使用又は流用した場合

(名誉委員)

第12条 本会は、本会に特別の功労があった者又は大会に関し識見を有する者に名誉委員の称号を贈ることができる。

2 名誉委員は、フェスティバル・デザイン会議において選定する。

第3章 全体会議

(全体会議)

第13条 全体会議は、毎年2回以上開催する。

2 全体会議は、委員長が必要と認めたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときに、開催する。

- (1) フェスティバル・デザイン会議が招集の請求をしたとき
- (2) 委員の5分の1以上から、招集の請求があったとき

(全体会議開催の請求)

第14条 フェスティバル・デザイン会議又は委員が前条第2項に規定する全体会議の開催の請求をするときは、会議の日時、案件及びその理由を付した文書により、委員長に請求しなければならない。

(全体会議の構成員)

第15条 全体会議の構成員は、委員長、副委員長、プロデューサー、アドバイザー、マネージャー及び委員とする。

2 全体会議には、必要に応じ、有識者の立会を求めることができる。

(全体会議への報告事項・審議事項)

第16条 委員長は、次の各号に定める事項の報告を行うほか、事業全般についての意見交換を行う。

(1) 運営に関する事項

(2) 事業に関する事項

(3) 予算に関する事項

(全体会議の招集)

第17条 全体会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、第13条第2項の規定に基づく請求があったときは、その日から30日以内に全体会議を招集しなければならない。

3 全体会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール等をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(全体会議の議長)

第18条 全体会議の議長は、副委員長又はプロデューサー、マネージャーのうちから選出する。

(全体会議の定足数)

第19条 全体会議は構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(全体会議の議決)

第20条 全体会議の議事は、この規約に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため全体会議に出席できない構成員は、書面をもって表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(全体会議会議録の調整)

第22条 委員長は、書記を指名して会議録を調整させ、次の各号に掲げる事項について記載させなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 構成員数、出席者数及び出席者氏名

(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 会議の次第

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 前項の会議録には、委員長及び委員長が出席者のうちからあらかじめ指名した者2人以上が署名しなければならない。

第4章 役員及び監事

(役員を設置)

第23条 本会に、次の各号に定める役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) プロデューサー
- (4) アドバイザー
- (5) 事務局長
- (6) マネージャー

(監事を設置)

第24条 本会に、監事を置く。

(役員及び監事の員数)

第25条 本会の役員及び監事の員数は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 委員長は、1人とする。
- (2) 副委員長は、1人とする。
- (3) プロデューサーは、1人とする。
- (4) アドバイザーは、若干名とする。
- (5) 事務局長は、1人とする。
- (6) マネージャーはグループ毎に1人とする。
- (7) 監事は、2人又は3人とする。

(副委員長の選任)

第26条 副委員長は、フェスティバル・デザイン会議において出席者の過半数の議決に基づき選任する。

(副委員長)

第27条 副委員長は、委員長を補佐する。

- 2 副委員長は、大会の実施に係る事業を統括し、大会運営が適正かつ円滑に処理されるよう必要な指導及び監督を行う。
- 3 副委員長が欠けたとき、又は副委員長に事故があるときは、フェスティバル・デザイン会議において指名した者が、その職務を代理する。

(プロデューサーの選任)

第28条 プロデューサーは、フェスティバル・デザイン会議において出席者の過半数の議決に基づき選任する。

(プロデューサー)

第29条 プロデューサーは、副委員長とともに委員長を補佐する。

- 2 プロデューサーは、大会のコンセプトの立案、並びに渉外的活動について必要な指導及び調整を行う。
- 3 プロデューサーが欠けたとき、又はプロデューサーに事故があるときは、フェスティバル・デザイン会議において指名した者が、その職務を代理する。

(アドバイザーの選任)

第30条 アドバイザーは、フェスティバル・デザイン会議において出席者の過半数の議決に基づき選任する。

(アドバイザー)

第31条 アドバイザーは、本会の事業に関する適切な助言及び提言を行う。

(事務局長の選任)

第32条 事務局長は、フェスティバル・デザイン会議において出席者の過半数の議決に基づき選任する。

(事務局長)

第33条 事務局長は、この規約で別に定める事務局を統括するとともに、大会運営が円滑に処理されるよう必要な事務処理を行う。

(マネージャーの選任)

第34条 マネージャーは、グループ会議において出席者の過半数の議決に基づき選任する。

(マネージャー)

第35条 マネージャーは、グループ会議を運営するとともに、第49条に規定する業務を行う。

(監事の選任)

第36条 監事は、大会の趣旨を理解し、企業等の経営及び会計に関し公正な識見を有する者のうちから、委員長が任免する。

2 役員及び委員は、監事と兼ねることができない。

(監事)

第37条 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること

(2) 役員の実務執行の状況を監査すること

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これをフェスティバル・デザイン会議に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、フェスティバル・デザイン会議の招集を請求すること

2 前項に定める業務とは別に、フェスティバル・デザイン会議の議決のもとに、本会の外部に監査組織を置くことができる。

(役員及び監事の任期)

第38条 役員及び監事の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

2 役員及び監事は、再任されることができる。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 第1項の規定にかかわらず、役員は、任期満了後においても、新任者が就任するまでは、その職務を行うことができる。

(役員の退任)

第39条 役員はやむを得ない場合、フェスティバル・デザイン会議に報告し、出席者の過半数の議決を経て役員を退任することができる。

(役員又は監事の解任)

第40条 役員又は監事が次の各号のいずれかに該当する場合、委員長がフェスティバル・デザイン会議における、出席者の3分の2以上の議決を経て解任することができる。この場合、その役員又は監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合
(役員及び監事の報酬等)

第41条 役員及び監事は、無償とする。ただし、事務局長及びプロデューサーは、有償とすることができる。

2 役員及び監事には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、委員長がフェスティバル・デザイン会議の議決を経て別に定める。

第5章 フェスティバル・デザイン会議

(フェスティバル・デザイン会議)

第42条 フェスティバル・デザイン会議は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 委員長、副委員長、プロデューサー、アドバイザー及びマネージャーが必要と認めるとき
- (2) 第37条第4号に基づき、監事から請求を受けたとき
(フェスティバル・デザイン会議の構成員)

第43条 フェスティバル・デザイン会議の構成員は、委員長、副委員長、プロデューサー、アドバイザー及びマネージャーとする。

2 フェスティバル・デザイン会議には、必要に応じ、有識者の出席を求めることができる。
(フェスティバル・デザイン会議の権限)

第44条 フェスティバル・デザイン会議は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 大会の運営に関する事項
- (2) 大会の事業に関する事項
- (3) 大会の予算及び決算に関する事項
- (4) その他、委員長が必要と認める事項
(フェスティバル・デザイン会議の招集)

第45条 フェスティバル・デザイン会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、第42条各号に該当する場合は、その日から14日以内にフェスティバル・デザイン会議を招集しなければならない。

(フェスティバル・デザイン会議の議長)

第46条 フェスティバル・デザイン会議の議長は副委員長が務めるものとし、不在の場合はフェスティバル・デザイン会議において、出席者のうちから選出する。

(フェスティバル・デザイン会議の定足数等)

第47条 フェスティバル・デザイン会議については、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第6章 グループ

(グループ)

第48条 本会は、大会運営のため、グループを置く。

- 2 グループはフェスティバル・デザイン会議においてグループ数とその役割を規定する。
- 3 各グループにはマネージャーを置く。
- 4 各グループは、グループ内部に、実務に合わせたチームを置き、グループの目的に賛同し、事業に参加する委員をもって構成する。
- 5 マネージャーは、必要に応じサブマネージャーを、若干名選出することができる。

(マネージャー等の職務)

第49条 マネージャーは、グループにおける計画内容について必要に応じてフェスティバル・デザイン会議に報告する。また、フェスティバル・デザイン会議での議決事項等について、グループ内で共有する。

- 2 マネージャーは、グループ会議を招集する。
- 3 サブマネージャーは、マネージャーを補佐し、マネージャーが欠けたとき、又はマネージャーに事故があるときは、その職務を代理する。

(サブマネージャーの任期)

第50条 サブマネージャーの任期は、役員任期に準ずる。

(グループ会議)

第51条 グループ会議は、各グループの大会の実施に関する具体的な事業実務の事業計画を審議する。

第7章 財産及び会計

(財産)

第52条 本会の財産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 金銭 現金及び預金
- (2) 債権 金銭の給付を目的とする権利
- (3) 物品 備品、消耗品及び電子データ
- (4) 知的財産 知的創造物、商標等の表示及びノウハウ等の情報
- (5) 個人情報

(財産の管理)

第53条 本会の財産は、委員長が管理し、その方法は、フェスティバル・デザイン会議の議決を経て、委員長が別に定める。

(経費の支弁)

第54条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(予算)

第55条 本会の経費及び大会の実施に伴う予算は、フェスティバル・デザイン会議における議決をもって成立する。

(決算)

第56条 本会の決算に関する書類は、毎会計年度終了後、委員長が作成し、フェスティバル・デザイン会議の審議を経て、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第57条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第58条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、事務所内に置く。

3 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

4 職員は、フェスティバル・デザイン会議の議決を経て委員長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長がフェスティバル・デザイン会議の議決を経て別に定める。

第9章 規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第59条 この規約は、フェスティバル・デザイン会議において変更案を審議し、全体会議において構成員の過半数が出席し、出席者の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

(本会の解散)

第60条 本会を解散する場合は、フェスティバル・デザイン会議において審議し、全体会議において構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の議決を経て解散する。

(本会が解散した場合の残余財産の処分)

第61条 本会が解散した場合の残余財産については、フェスティバル・デザイン会議において審議し、全体会議において構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の議決を経て処分方法を決定する。

第10章 補則

(委任)

第62条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長がフェスティバル・デザイン会議の議決を経て別に定める。

(施行期日)

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月16日から施行する。